

セキュリティ幹事会の開催について（案）

平成 26 年 10 月 3 日
2020年オリンピック・パラリンピック東京大会
関係府省庁連絡会議議長決定

- 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会関係府省庁連絡会議の下、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に係るセキュリティ対策の円滑な準備に資するよう、関係府省庁の所管する事務を調整するため、セキュリティ幹事会を開催する。
- セキュリティ幹事会の構成は、次のとおりとする。ただし、座長が必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求めることができる。

座長	内閣危機管理監
座長代理	内閣官房2020年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室長 内閣官房副長官補（内政担当） 内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）
構成員	警察庁次長 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 内閣官房危機管理審議官 内閣官房情報セキュリティセンター副センター長 内閣官房内閣審議官（内閣情報調査室） 内閣府政策統括官（防災担当） 警察庁警備局長 金融庁総括審議官 総務省政策統括官（情報通信担当） 消防庁次長 法務省入国管理局長 公安調査庁次長 外務省国際文化交流審議官 財務省関税局長 文部科学省スポーツ・青少年局長 厚生労働省大臣官房技術総括審議官 経済産業省商務情報政策局長 国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官 海上保安庁海上保安監 原子力規制庁次長 防衛省運用企画局長
オブザーバー	東京都オリンピック・パラリンピック準備局長 東京都危機管理監 警視庁副總監 東京消防庁消防總監 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会副事務総長

- セキュリティ幹事会は、必要に応じ、ワーキングチームを開催することができる。ワーキングチームの構成員は、関係行政機関の職員で座長の指名する官職にある者とする。
- 幹事会の庶務は、警察庁、総務省、外務省、経済産業省、国土交通省及び防衛省の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 前各号に定めるもののほか、幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

オリパラ閣僚会議（議長：安倍総理） = **TOGC** (Tokyo Olympic Games Council)

オリパラ関係府省庁連絡会議（議長：杉田副長官）

セキュリティ幹事会（新設）

座長 - 内閣危機管理監

座長代理 - 内閣官房オリパラ室長、内閣官房副長官補（内政）、内閣官房副長官補（事態対処・危機管理）、
警察庁次長（シニア・セキュリティ・コマンダー）

構成員 - 内閣官房（内政・事態・NISC・内調）、内閣府（防災担当）、警察庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、
外務省、財務省、文科省、厚労省、経産省、国交省、海上保安庁、原子力規制庁、防衛省の局長級

オブザーバー - 東京都、組織委、警視庁、東京消防庁の幹部

事務局 - 警察庁、総務省、外務省、経産省、国交省、防衛省の協力を得て内閣官房（内政・事態・NISC）において処理

テロ対策WT（新設）

座長 - 内閣審議官（事態、内政）

座長代理 - 警察庁審議官

※ 構成員等は今後調整

事務局 - 警察庁、国交省、防衛省の協力を得て内閣官房
（事態・内政）において処理

サイバーセキュリティWT（新設）

座長 - 内閣審議官（NISC副センター長）

座長代理 - 警察庁審議官

※ 構成員等は今後調整

事務局 - 警察庁、総務省、外務省、経産省、防衛省の協力を
得て内閣官房（NISC）において処理